

出雲市 芸術文化推進指針

～こころ豊かな未来に向かって～



～出雲フィルハーモニー交響楽団～

大好き★出雲!
IZUMO

令和4年2月

 出雲市
IZUMO

もくじ

出雲市芸術文化推進指針策定にあたって	1
I. 指針の基本的な考え方	
1. 趣旨	2
2. 指針の位置づけ	
3. 指針の期間	
4. 指針の対象とする「芸術文化」の範囲	3
II. 出雲市の芸術文化活動の現状と課題	4
III. 芸術文化振興の基本的方向	
1. 基本目標	5
2. 芸術文化振興の視点	
(1) 豊かな芸術文化資産の活用・継承・発展	
(2) 芸術文化活動の担い手の育成	
(3) 芸術文化によるまちづくりや観光・産業等の関連分野との連携	
(4) 市民・文化団体、民間団体、行政等による協働の拡充・推進	
IV. 芸術文化振興の方策と主な取組内容	
1. 出雲市ならではの芸術文化活動の促進	
(1) 市民の鑑賞機会と発表機会の充実～出雲総合芸術文化祭の推進～	6
(2) 音楽活動の推進～「音楽のまち出雲」の推進～	7
(3) 地域伝統芸能活動の推進～保存・継承・活用～	8
(4) 文化資源を活かした情報発信の取組	9
2. 文化を育む環境づくり	
(1) 芸術文化を担う人材の育成	10
(2) 市民主体の芸術文化活動の促進と支援	11
(3) 芸術文化意識の啓発と醸成	12
(4) 文化交流の促進	
(5) 文化施設のあり方	13
V. 推進体制	
1. 芸術文化振興推進体制	14
2. 芸術文化振興に必要な機能強化	
[資料編]	
1. 出雲芸術文化振興会議委員名簿	16
2. 出雲市芸術文化推進指針策定経過	18
3. 21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例	19
4. 出雲市芸術文化に関するアンケート結果（抜粋）	21

出雲市芸術文化推進指針策定にあたって



出雲市長

飯塚 俊之

本市は、心の豊かさが真に実感できる「芸術文化の都出雲」の創造を目指し、平成 17 年 6 月に、芸術文化の振興の基本理念と、芸術文化のまちづくりに関する基本的な事項を定める「21 世紀出雲芸術文化のまちづくり条例」を制定しました。

さらに、本条例を具体化し、本市の芸術文化に関する施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示すものとして、平成 23 年 3 月に「出雲市芸術文化振興指針(1 次)」を、平成 27 年 8 月に「出雲市芸術文化振興指針(2 次)」を策定しました。

この間、策定した指針に基づき、市民主体による芸術文化の振興を目標に施策を進めてまいりました。

一方、この指針はその計画期間が令和 3 年度までであることから、これまでの指針の検証と見直すべき事項について、出雲芸術文化振興会議においてご審議いただき、「出雲市芸術文化推進指針」として、策定したところであります。

この推進指針は、芸術文化そのものの振興にとどまらず、関連分野（観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等）を視野に入れた総合的な芸術文化政策を展開するとともに、芸術文化により生み出される様々な価値を芸術文化の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

市としては、そうした視点に立ち、この推進指針に基づいて芸術文化の振興を推進していきたいと考えており、市民のみなさまのご理解とご協力を、心からお願い申し上げます。

終わりに、この推進指針の策定にあたり、専門的視点を踏まえ幅広い観点からご審議いただいた出雲芸術文化振興会議の委員のみなさまをはじめ、貴重なご意見を賜りました市民のみなさまに対しまして、心から敬意を表し、ここに深く感謝申し上げます。

令和 4 年(2022)2 月

I 指針の基本的な考え方

1. 趣旨

芸術文化は、私たちに喜びや感動、心のやすらぎをもたらし、人生に潤いを与えるとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、特に、これからの社会を担っていく子どもたちの人間形成に大きな影響を及ぼす力を持っています。

また、芸術文化は、人と人を結びつけ、相互理解を促し、多様な価値観を認め合える心豊かな社会の形成や、まちの魅力と活力の創出の基盤ともなるものであり、さらには、地域経済の活性化にも大きく寄与します。

このように、芸術文化は、本質的及び社会的・経済的価値を有する社会的財産です。

今日、少子高齢化・国際化・情報化・価値観の多様化が進み、また、近年の経済成長の鈍化、新型コロナウイルス感染症の世界的流行など社会情勢が大きく変化する中で、あらゆる世代の社会参加を促し、社会的必要性に基づく新たな芸術文化の振興施策が求められています。

本指針は、これまでの出雲市芸術文化振興指針を基本とし、国の「文化芸術推進基本計画」も踏まえ現状を再分析した上で、「21 世紀出雲芸術文化のまちづくり条例」の規定に基づき、芸術文化の継承・発展や芸術文化創造の基盤づくりに資する施策の総合的・重点的な推進に向けた新たな方向性を示すものです。

2. 指針の位置づけ

(1) この指針は、「出雲市総合振興計画」及び「21 世紀出雲芸術文化のまちづくり条例」をより具体化し、市民と行政の協働による出雲市の芸術文化の振興に関する基本的な考え方を示すものとして策定するものです。

(2) この指針は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 の規定に基づく「地方文化芸術推進基本計画」及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）第 8 条の規定に基づく「地方公共団体の計画」として策定するものです。

3. 指針の期間

令和 4 年度（2022）から令和 8 年度（2026）までの 5 年間を期間とします。

4. 指針の対象とする「芸術文化」の範囲

この指針が対象とする「芸術文化」の範囲は、文化芸術基本法が対象としている範囲を踏まえ、次の分野を対象とします。

対象範囲

分 野	内 容
芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝 統 芸 能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生 活 文 化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国 民 娯 楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽
文 化 財 等	有形・無形の文化財等（活用に関することに限る。）

II 出雲市の芸術文化活動の現状と課題

令和2年度に、市民や市内で活動する文化団体の現状や芸術文化振興についての考えを把握するため、市民及び文化団体等へ「出雲市芸術文化に関するアンケート」を実施しました。また、「出雲市芸術文化振興指針（第2次）」に基づきこれまでに実施した事業についての検証も行いました。

これら結果を踏まえ、「出雲市の芸術文化活動の現状と課題」を、次のとおり9項目に整理しました。



Ⅲ 芸術文化振興の基本的方向

1. 基本目標

出雲市は、古くから神話の舞台として、長い歴史と伝統、有形・無形の文化遺産を有し、そしてそれらは今に息づいています。この特色ある歴史や取組を活かした芸術文化活動を検証し、さらに活発化することにより、心の豊かさが真に実感できる芸術文化の都出雲の創造の実現を目指します。

また、芸術文化の振興を、市民一人ひとりが出雲に愛着と誇りを持ち、市外県外の人に出雲の魅力をもっと知ってもらう「出雲ブランド」の取組の強化、観光・産業の振興にもつなげていきます。

2. 芸術文化振興の視点

芸術文化の振興に当たっては、次の4つの視点を持って取り組みます。

(1) 豊かな芸術文化資産の活用・継承・発展

芸術文化資産の活用・継承・発展を図るとともに、芸術文化への支援を行うことにより、「地域特性が光るまちづくり」を目指します。そして、これらの芸術文化資産の質を高めていくことで、出雲ブランドとしての位置づけを推進します。

(2) 芸術文化活動の担い手の育成

少子高齢化が進む中、芸術文化の担い手の育成は大きな課題であり、芸術文化を継承・発展させ、新たな文化を創造していくため、その担い手の育成と継承に努めていきます。

また、芸術文化活動をとおした高齢者の社会参加も促進し、市民各層が芸術文化活動を担う社会を目指します。

(3) 芸術文化によるまちづくりや観光・産業等の関連分野との連携

芸術文化の振興は、地域の人々に対して、自らが住む地域への誇りや愛着の再認識を促し、地域の魅力を高めることにつながります。魅力と活力のある地域は、定住者や観光交流人口の増加が期待され、新たな産業振興へとつながっていくものと考えます。

また、有形・無形の文化財や郷土料理などの食文化等の地域資源、出雲を題材にしたメディア芸術を活用した地域振興や観光・産業振興策との連携を目指します。

(4) 市民・文化団体、民間団体、行政等による協働の拡充・推進

「市民が主役のまちづくり」を目指している中で、市民主体の活動やそれを支える人材の育成に努めるとともに、出雲市や文化施設の指定管理者等が支援を行うなど、連携・協働を推進していきます。

IV 芸術文化振興の方策と主な取組内容

1. 出雲市ならではの芸術文化活動の促進

(1) 市民の鑑賞機会と発表機会の充実～出雲総合芸術文化祭の推進～

優れた芸術文化を体験することは、芸術文化活動を始めたり、より質の高い活動に取り組んだりする契機となります。また、芸術文化を通じて社会に参加し、いきいきと暮らすためには、活動の発表機会の充実が必要です。

出雲市では、「出雲総合芸術文化祭」の名を冠し、「本物志向と住民参加」をテーマに、市と公益財団法人出雲市芸術文化振興財団の主催により国内外の優れた芸術作品の公演や展示事業、アーティストの招聘事業、落語などの芸能事業を行っています。また、市民や文化団体による各地域の文化祭、音楽・美術・写真・舞踊・演劇・文学・映画・漫画、伝統芸能、生活文化（茶道・華道・書道・食文化等）、囲碁・将棋等の国民的娯楽、障がい者の文化活動や作品の展示など、芸術文化の様々な分野の催しが年間をとおして開催されています。

市と公益財団法人出雲市芸術文化振興財団の主催により行う事業については、今後も、事業の計画段階から開催目的を明確にし、適切な事業選択を行います。そして、事業実施後は、事業評価等を通して、次につなげていくための工夫を図りながら、出雲総合芸術文化祭がさらに充実した内容になるよう努めます。

また、子どもたちが十分に文化芸術の鑑賞・体験ができる環境の整備や、幅広い世代の市民に情報を届けるための様々なツールの活用による情報発信の強化を図っていく必要があります。加えて、感染症流行下でも事業を継続していくための感染症防止対策の強化を図っていくことも必要です。

主な取組内容



鑑賞・公演事業



展示事業（出雲文化伝承館）



市民参加部門



民間展示施設の展示会

R3 【坂田美子公演】
「琵琶で旅する耳感旅行 VOL2」



R2
【福間章子メソソプラノリサイタル】



出雲メセナ協会の支援事業から

(2)音楽活動の推進～「音楽のまち出雲」の推進～

出雲市は従来、学校の部活動や社会人の合唱や吹奏楽などの音楽活動が盛んであり、愛好者はもとより、指導者をはじめとする音楽関係者を多く輩出してきた「音楽のまち」です。この地域特性を活かし、現在でも各種音楽活動が活発に行われています。

平成 17 年度創設の出雲芸術アカデミーでは、音楽芸術を通じ子どもたちの創造性と感性を高め豊かな心を育むとともに、広く市民の音楽活動への参加を促進する活動を行っており、多くの受講生が参加しています。また、演奏活動の機関として出雲フィルハーモニー交響楽団を擁しています。引き続き、出雲芸術アカデミーの抱える指導者人材を活用した学校現場へのアウトリーチ活動（※）や、市民が演奏を聴く機会の充実を図っていきながら、「音楽のまち出雲」の推進に努めていきます。

これからも音楽活動を出雲市の特色ある活動と位置づけ、市民の積極的な関わりを求めながら事業の推進を図ります。

主な取組内容



合唱の全国大会



吹奏楽の全国大会



出雲フィルハーモニー
交響楽団演奏会



出雲Jr.フィル演奏会



2000人の吹奏楽

※＜アウトリーチ活動＞

劇場、音楽堂等において、普及啓発活動を推進する観点から、アーティストを地域の学校や福祉施設などへ派遣して行う館外活動のことをいう。

(3)地域伝統芸能活動の推進～保存・継承・活用～

豊かな自然や出雲神話は出雲市の最も大きな特徴であり、そのような背景の中から出雲市の伝統芸能は育まれてきました。

出雲神楽をはじめ地歌舞伎、舞踊、太鼓、盆踊りなど、地域で受け継がれてきた伝統芸能が多数存在しています。これらは、祭り、年中行事、郷土料理、技術など様々な分野に関わっており、いずれも、かけがえのない貴重な地域資源です。

この情報をデータベース化して資料として保存し、ホームページで公開することで広く情報を発信します。

また、文化団体等とのネットワーク構築を図ることにより、新たな支援体制の構築につなげていきます。

主な取組内容

「出雲市無形文化財発表会」から



赤塚神楽「荒神」



外園神楽保存会「八乙女」



唐川神楽「素盞」



荒茅盆踊り保存会(出雲)



河下盆踊り保存会(平田)

各種公演



出雲地歌舞伎「むらくも座」



日本舞踊



神戸川太鼓(出雲)



スーパー神楽

(4)文化資源を活かした情報発信の取組

国においては、文化庁を中心に、国内観光需要の一層の喚起や観光インバウンドの需要回復を図るため、各地域が誇る文化観光資源の情報発信に力を入れています。

そして、国は今後も、新型コロナウイルス感染症の収束や日本国際博覧会（通称「大阪関西万博」）の2025年開催を見据え、この取組を継続していく方針を示しています。

出雲市においても、文化庁の認定・採択を受けた「日本遺産 日が沈む聖地 出雲～神が創り出した地の夕日を巡る～」や「日本博」を活用し、多言語対応の芸術文化情報総合ウェブサイトなどにより、地域の歴史や文化遺産の国内外への情報発信に引き続き取り組んでいきます。さらには、地域特性を活かした事業の展開により、出雲市を全国へ発信していく取組が求められます。

具体的には、出雲芸術アカデミーは、全国でも数少ない事業展開を図ってきています。そうした取組を活用した自主制作型の事業や、出雲を題材にしたメディア芸術（映画、漫画、アニメーション）、さらには地域で育まれた出雲神楽などの地域伝統芸能の祭典等、出雲市を全面におしだした事業展開が考えられます。

主な取組内容

日本博事業の取組



出雲大社高層神殿
VR/AR



国譲り神話
AR

VR・・・Virtual Reality「仮想現実」 AR・・・Augmented Reality「拡張現実」



出雲日御碕灯台周辺



稲佐の浜

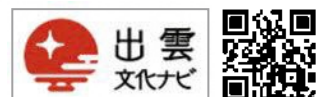
日本遺産「日が沈む聖地 出雲」 夕日VR



多言語ウェブサイト
(出雲文化ナビ)



多言語映像コンテンツ
(多言語ウェブサイト内)



2. 文化を育む環境づくり

(1) 芸術文化を担う人材の育成

少子高齢化が進む中、次代の芸術文化の担い手の育成は大きな課題です。加えて、地域のつながりが希薄になる中で、特に、伝統芸能を次世代に伝えていくことが難しくなっています。「音楽のまち出雲」の推進に係る出雲芸術アカデミーによる青少年育成の取組や、地域伝統芸能に係る学校や地域などでの世代間や地域間の交流を促進しながら、子どもたちが芸術文化に触れる機会の更なる充実に努めます。さらに、高齢者の芸術文化活動とおした社会参加も促進します。

また、芸術文化活動を継続的・発展的に実施していくためには、文化事業の企画・実施や舞台技術などの専門的な知識を有する人材の育成・確保が必要です。

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成 24 年法律第 49 号) 及び「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」(平成 25 年文部科学省告示第 60 号)を踏まえ、出雲市の芸術文化振興事業の中核を担う公益財団法人出雲市芸術文化振興財団や文化施設の指定管理者など、出雲市の芸術文化事業を支える団体の職員を中心として人材育成に努めます。

加えて、文化団体の支援・育成を行うなど、芸術文化活動の振興を図る総合的機能の構築も目指します。

主な取組内容

出雲芸術アカデミー



音楽入門
(キッズアンサンブル&コーラス)



本科合唱
(キッズ&ジュニアコーラス)



本科オーケストラ
(シンフォニーオーケストラ)

こども和文化体験教室



茶道教室



日本舞踊教室

(2)市民主体の芸術文化活動の促進と支援

芸術文化活動の中心的役割を担うのは市民であり、市内各地域において文化施設や地区コミュニティセンターを拠点として活発な活動を展開しています。出雲市は国・県・民間と連携しながら、子どもから高齢者まで、障がいがある方や在留外国人等、すべての方が生涯を通じて、芸術文化活動に慣れ親しみ、参画ができる環境を整えるとともに、活動に対する助成を幅広く効果的に行うなど、市民主体の芸術文化活動を促進・支援します。

また、市民自らが創意工夫により伝統文化の継承や新たな文化活動の創造等、多種多様な事業展開をしていくため、文化団体間の連携・協働を促進します。

さらに、メセナ活動（※）について、更なる普及を目指し、市民の芸術文化活動に対する支援体制の充実を図ります。

主な取組内容



地区文化事業



出雲市福祉芸術文化祭
「はあとピアいずも」



出雲市市民文化賞表彰

助成制度

出雲市小・中学生
各種大会派遣費補助金



出雲市文化・スポーツ活動
激励金



※<メセナ活動>

一般的には、企業が行う芸術文化活動の支援のことをいう。ただし、平成10年設立の「出雲メセナ協会」では、出雲市内の企業のほか、趣旨に賛同する個人も会員として所属し、芸術文化活動を支援している。また、財政的支援のほか、芸術文化に関する情報収集や人材提供なども含まれる。

(3) 芸術文化意識の啓発と醸成

市民における芸術文化の意識の高さを測る特徴として、自らの地域の芸術文化を大切にしていること、他地域・他文化に理解・寛容の心があること、芸術文化に携わる人たちへの尊敬の気持ちがあること、鑑賞マナーが身に付いており批評の質が高いこと、などが考えられます。芸術文化を振興していくためには、こうした市民を育てていく必要があります。

そのためにも、子どもの頃から学校や地域などで様々な芸術文化に触れる機会を提供し、芸術文化を身近なものと感じる市民の裾野を拡大します。

主な取組内容



人形劇団クラルテ「11ぴきのねことばた」
(次世代鑑賞者育成事業)



出雲芸術アカデミーアウトリーチ活動

(4) 文化交流の促進

多様な文化が交流することは、自らを見つめなおす良い機会となり、また新たな文化が生まれるきっかけにもなります。

市内には、数多くの文化団体があり、それぞれに交流が図られてきているところではありますが、市内全体を統括する組織がないため、団体間のネットワークが構築できていないのが現状です。

文化団体等との全市的なネットワーク構築を図るため、文化団体、関係団体及び市が協力し、市全域の文化団体を統括する組織の設置も含め、出雲市に適した連携体制等を検討していく必要があります。

まずは、出雲総合芸術文化祭の市民参加部門に参加する団体を主な対象とした情報ネットワークの構築を図りながら団体間の交流を進めます。

また、市内に留まることなく、市外団体や外国の文化団体との交流活動に努めます。

主な取組内容



出雲神在月市民芸術文化の祭典



地域の文化祭



友好交流都市
三市交流展

(5)文化施設のあり方

出雲市は、規模の異なるホール系施設や、展示系施設など、多くの文化施設を有しており、それぞれの文化施設の既存の特色を活かした使い方・使い分けを行っていく必要があります。

ホール系の文化施設については、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」や「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」を踏まえ、市と公益財団法人出雲市芸術文化振興財団、文化施設の指定管理者等が一体となって、文化施設における運営方針を実践していきます。

施設整備については、適切な予防保全措置等を実施することで施設の長寿命化を図ることを基本とし、大規模改修等については計画的に取り組んでいきます。その際には、子どもや高齢者を含むすべての人が使いやすい施設となるようバリアフリー化に配慮するものとします。

また、感染症流行下であってもこれらの施設を有効に活用できるよう、オンライン配信設備の整備など、文化団体の活動を支援する取組を進めていきます。

主な取組内容



【ビッグハート出雲】
令和3年度
オンライン配信設備の整備

「YouTube live」「Zoom」
によるオンライン配信

第11回日本ジオパーク全国大会
島根半島・宍道湖中海大会

主な文化施設



出雲市民会館



ビッグハート出雲



出雲文化伝承館



平田文化館



大社文化プレイス
うらら館



平田本陣記念館



V 推進体制

1. 芸術文化振興推進体制

芸術文化の振興を図るためには、芸術文化活動を担う市民・文化団体、芸術文化活動を支援する民間団体等、そして出雲市が、その特徴を活かしながら役割を分担するとともに連携を図ることが必要です。

市民や文化団体は、自らが芸術文化の継承・発展の担い手であるという立場から、それぞれ、文化への関心を培い、相互に協力しつつ、日常生活の中での実践に努めるものとします。

民間団体等は、自らの事業活動及び社会貢献活動の一環として、メセナ活動等を実践し、芸術文化振興に資するものとします。

また、出雲市は、芸術文化振興施策を総合的、重点的に推進するため、市関係各課と相互に連絡調整を図るとともに、広く市民の創意を反映させるよう努めます。

これら、市民や文化団体、民間団体等及び出雲市は、文化活動に係る情報を交換し、相互に交流を図るとともに、連携して芸術文化振興の推進を図ります。

2. 芸術文化振興に必要な機能強化

出雲市の芸術文化振興事業の中核を担う公益財団法人出雲市芸術文化振興財団や文化施設の指定管理者などは、専門的知識を有する職員を育成・確保するなかで、出雲市と補完しあいながら芸術文化事業を総合的に展開するとともに、文化団体の支援・育成を行うなど市民の文化活動のセンター的機能、そして文化施設や文化情報のネットワーク化を図る機能など、芸術文化活動の振興を図る機能が求められています。

芸術文化の事業実施に当たっては、民間資金や国・県の補助事業など有利な財源の確保に積極的に取り組みます。

情報については、刻々と変わる国の動きをはじめ、県・他市町村、企業、各種文化団体などからの収集に努め、その情報を共有化し、迅速な対応に努めます。

[資料編]

1. 出雲芸術文化振興会議委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所属団体名等
会 長	遠藤 充子	いずもカナダ友好協会
副会長	池田 千寿	斐川文化協会
	板倉 勝巳	公益財団法人出雲市芸術文化振興財団
委 員	大森 幹雄	雲州平田文化協会
	三島 貴子	佐田町文化協会
	錦織 幸治	多伎町文化協会
	中尾 俊介	湖陵町区会連合会
	糸賀 修也	たいしゃ芸術文化祭実行委員会
	柳楽 真美	出雲メセナ協会
	野津 修一	はあとピアいずも実行委員会
	森山 典子	出雲和文化交流会
	森本 隆史	一般社団法人 出雲青年会議所
	三原 教史	山陰中央新報社編成局
	園山 律子	音楽活動家
	安里 純子	一般財団法人 今岡美術館
	高橋 扶治夫	出雲市議会
	糸原 進	出雲市教育研究会造形部
	岡崎 博文	出雲市教育研究会音楽部
三代 均	出雲市市民文化部	

任期: 令和3年(2021)4月1日 から 令和5年(2023)3月31日まで

(敬称略)

役 職	氏 名	所属団体名等
会 長	遠藤 充子	いずもカナダ友好協会
副会長	板倉 勝巳	公益財団法人出雲市芸術文化振興財団
	佐藤 京子	雲州平田文化協会
委 員	池田 千寿	斐川文化協会
	多田 好江	佐田町文化協会
	立脇 渉	多伎町文化協会
	糸賀 修也	たいしゃ芸術文化祭実行委員会
	木村 恵理	出雲楽友協会
	柳楽 真美	出雲メセナ協会
	山崎 英樹	一般社団法人 出雲青年会議所
	三原 教史	山陰中央新報社出雲総局 ※1
	舟越 幹洋	山陰中央新報社出雲総局 ※2
	三原 知恵	湖陵コミュニティセンター
	勝部 恵美子	J Aしまね出雲地区本部 出雲女性部
	園山 律子	音楽活動家
	本田 一勇	出雲市議会
	児玉 弘之	出雲市教育研究会造形部
松岡 祐子	出雲市教育研究会音楽部	
藤原 英博	出雲市市民文化部	

任期:令和元年(2019)4月1日 から 令和3年(2021)3月31日まで

※1 令和2年(2020)10月1日から

※2 令和2年(2020)9月30日まで

2. 出雲市芸術文化推進指針策定経過

令和2年度

9月29日

第1回出雲芸術文化振興会議

全体計画説明など

12月～1月

市民・文化団体アンケート実施

3月23日

第2回出雲芸術文化振興会議

アンケート結果報告、事業検証

令和3年度

6月28日

市議会へ策定スケジュールの説明

6月29日

第3回出雲芸術文化振興会議

事業検証、(仮称)第3次指針案検討

9月29日

第4回出雲芸術文化振興会議

(仮称)第3次指針案検討

11月18日

第5回出雲芸術文化振興会議

出雲市芸術文化推進指針(素案)検討

12月～1月

パブリックコメントの実施

12月20日

市議会へ出雲市芸術文化推進指針(素案)を報告

1月27日

第6回出雲芸術文化振興会議

パブリックコメントの実施結果報告、

出雲市芸術文化推進指針(案)検討

2月 7日

出雲芸術文化振興会議会長から市長へ、

出雲市芸術文化推進指針(案)の報告

3. 21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例

21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例（平成17年出雲市条例第330号）

前文

古くより神話の舞台として夢とロマンに満ち溢（あふ）れたわがふるさと出雲は、長い歴史と伝統が今に息づき、世界的歴史文化遺産である出雲大社や西谷墳墓群をはじめとする多くの遺跡や数々の有形無形の文化遺産を有するとともに、『出雲らしさ』と言われる風土を、田園や家並み・街並み、さらには生活様式の中に留めるなど、多くの歴史的資源に恵まれている。

21世紀を迎えた今日、市民一人ひとりが、終生、心の張り合い、活力と生きがいをもって自己実現をはかり、真に心の豊かさと幸せを実感できる地域社会の形成は、我々に課された大きな課題であり、出雲のまちづくりの基本であると言える。

芸術文化は、我々に大きな感動や生きる喜びを与え、豊かな人生を送るうえでの大きなエネルギーを見出すものであり、我々は、連綿と受け継がれた輝かしいふるさと出雲の文化を再認識し、伝統文化を保存・継承し、そして新たな芸術文化の創造を促し、これを支える環境づくりや条件整備、さらには市民意識の醸成に取り組んでいかなければならない。

よって、我々は、心の豊かさが真に実感できる芸術文化の都出雲の創造を目指し、ここに「21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例」を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、芸術文化の振興に関し基本理念を定めるとともに、芸術文化のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市が市民と一体となって芸術文化の継承・発展に努め、もって真に心豊かな芸術文化の都出雲の創造に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 芸術文化の振興にあたっては、市民一人ひとりが身近に芸術文化に触れ、親しむことができるような環境の整備が図られなければならない。

2 芸術文化の振興にあたっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 芸術文化の振興にあたっては、多様な芸術文化の保護及び発展が図られなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、芸術文化の継承・発展や芸術文化創造の基盤づくりに資する施策（以下「芸術文化振興施策」という。）を総合的、重点的に推進するとともに、芸術文化振興施策の展開に広く市民の創意を反映させるよう努めるものとする。

2 市は、芸術文化振興施策を恒常的・安定的に実施できるよう、適切な財源措置を講じていくものとする。

3 市は、芸術文化振興施策を進めるにあたっては、市民や民間団体及び事業所（以下「民間団体等」という。）の協力を求めるとともに、市民や民間団体等の活動の助長に努めるものとする。

4 市は、市民や民間団体等の優れた活動を奨励・顕彰し、芸術文化振興施策の推進に資するものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、自らが芸術文化の継承・発展の担い手であるという立場から、それぞれ、文化への関心を培い、相互に協力しつつ、日常生活の中での実践に努めるものとする。

2 市民は、市の芸術文化振興施策や民間団体等の活動による芸術文化のまちづくりに、積極的に参加・協力するものとする。

(民間団体等の役割)

第 5 条 民間団体等は、市の芸術文化振興施策への積極的な参加・協力を努めるとともに、自らの実践活動により、文化のまちづくりに資するものとする。

2 民間団体等は、市の芸術文化振興施策と連携しつつ、自らの事業活動及び社会貢献活動の一環として、メセナ活動(公的な団体や民間の企業・団体が自ら実践する芸術文化の擁護・支援活動)等を実践し、芸術文化のまちづくりに資するものとする。

(文化財の保存・活用)

第 6 条 市は、長い歴史の中ではぐくんできた有形・無形の多種・多様な文化財(以下「文化財」という。)を保護しつつ、将来にわたって継承・保存されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の文化財が、有効・適切に活用されるよう、研究機能を有する施設などの整備運営に努めるほか、広く市民に学習・鑑賞の機会及び場を提供するよう努めるものとする。

(伝統芸能等の継承・発展)

第 7 条 市は、古くから出雲地域で受け継がれてきた神楽、歌舞伎などの伝統芸能、日本の伝統的文化活動の継承及び発展を図るため、活動、公演の舞台を設け、その運営に努めるほか、その他必要な施策を講ずるものとする。

(芸術文化の創造・発展)

第 8 条 市は、本物志向と住民参加による出雲総合芸術文化祭等を推進し、市民に芸術文化の創造・鑑賞の機会及び場を提供するとともに、市民オーケストラ等活動団体の育成に努めるものとする。

2 市は、市民及び民間団体等の自主的な実践活動に必要な場及び情報等の提供に努めるものとする。

(芸術文化を担う人材の育成)

第 9 条 市は、芸術文化の継承・発展を担う人材の育成の重要性にかんがみ、幼少児の段階から広く市民の啓発に努め、専門家の養成・確保に配慮していくものとする。

2 民間団体等は、それぞれの事業活動の中で、芸術文化の創造性豊かな人材の啓発・育成に努めるものとする。

(青少年の芸術文化活動の充実)

第 10 条 市は、21 世紀芸術文化の都出雲を担う青少年の育成に資するため、出雲芸術アカデミーを創設するとともに、多様な、優れた芸術文化に触れる機会の提供増進を図るものとする。

2 学校教育においては、芸術文化教育の一層の充実を図り、伝統的文化活動に取り組むなどその他必要な施策を講じていくものとする。

(出雲芸術文化振興会議の設置)

第 11 条 市は、芸術文化振興施策のあり方を協議・検討し、事業の企画・運営に資するため、出雲芸術文化振興会議を置くものとする。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

4. 出雲市芸術文化に関するアンケート結果（抜粋）



調査の概要

※全体版は、市HPをご覧ください。

1. 調査目的

出雲市では、心の豊かさが真に実感できる「芸術文化の都出雲」の創造を目指し、現在、さまざまな取組を行っています。

この度、「出雲市芸術文化振興指針（第3次）」（仮称）を策定するにあたり、市民の皆さんや市内で活動する芸術文化団体の芸術文化に関する考えや意見をお聞きするアンケート調査を実施し、指針策定の基礎資料とさせていただくこととしました。

2. 調査内容

<個人用アンケート>

基本情報／芸術文化への関心について／鑑賞体験について／

芸術文化活動への取り組みについて／本市の芸術文化政策について／その他（自由意見）

<団体用アンケート>

団体情報／団体の活動について／団体の課題について／次世代育成について

団体との交流について／新型コロナウイルス感染症の影響について／その他（自由意見）

3. 調査の対象・調査方法

<個人用アンケート>

市内にお住まいの満18歳以上の3,000人を無作為に抽出。アンケートを郵送にて配布し、しまね電子申請サービスを利用したWEB回答もしくは郵送にて回収。

<団体用アンケート>

文化スポーツ課が把握している芸術文化団体、平田・佐田・多伎・斐川地域の文化協会加盟団体、たいしゃ芸術文化祭実行委員会加盟団体、ビッグハート定期利用団体、メセナ協会支援団体、和文化交流会の合計138団体へアンケートを郵送にて配布。しまね電子申請サービスを利用したWEB回答もしくは郵送にて回収。

4. 調査実施時期

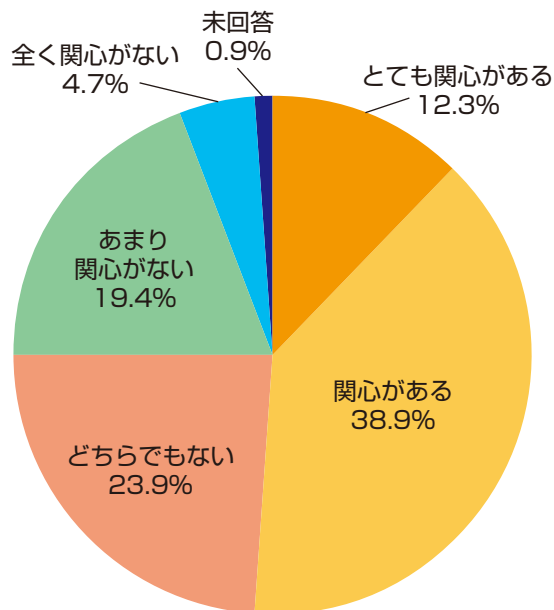
令和2年12月23日（水）～令和3年1月31日（日）

5. アンケート回収状況

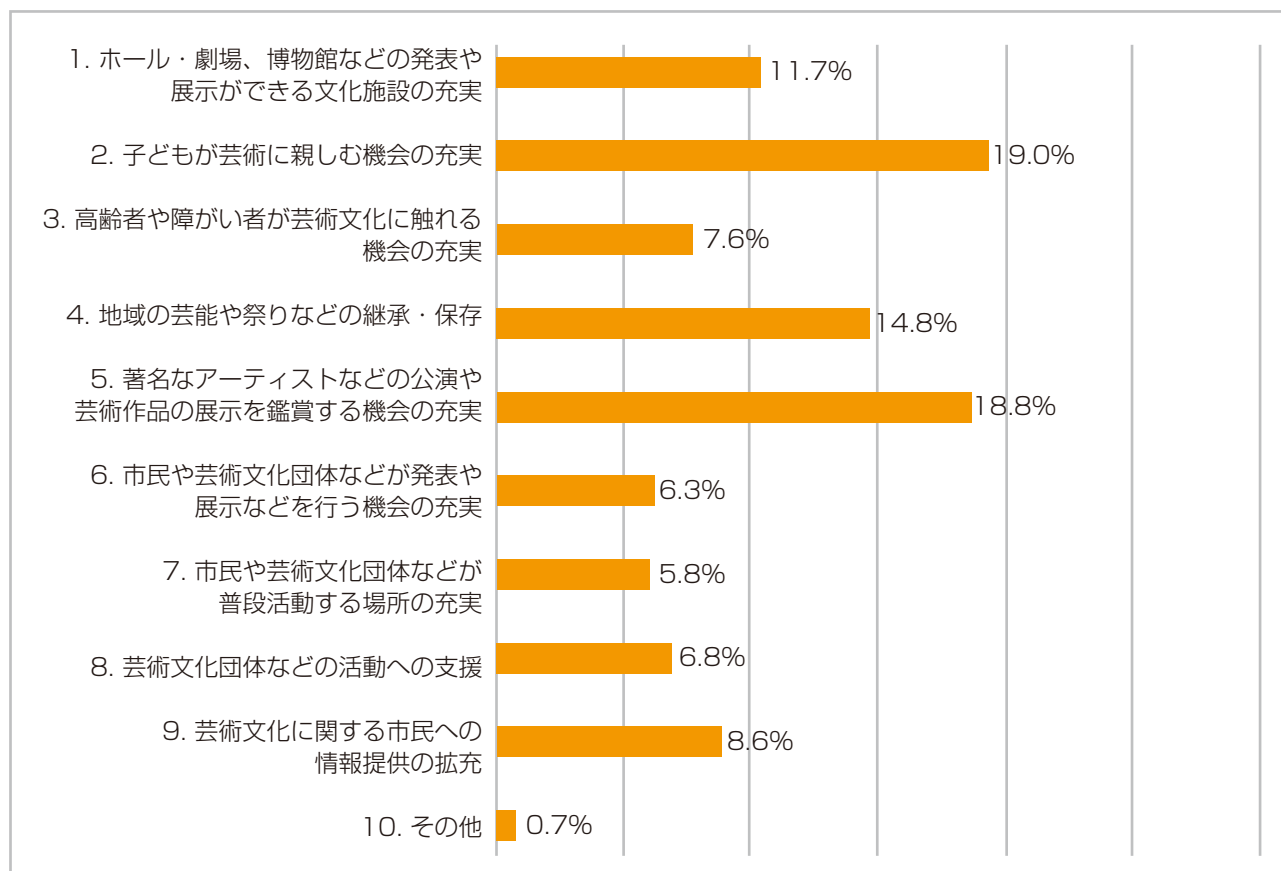
	送付数	回収数	回収率
個人用	3,000	1,199	40.0%
団体用	138	98	71.0%

<個人用アンケート>

■あなたは、芸術鑑賞や創作などの芸術文化に関する体験、活動に関心を持っていますか。

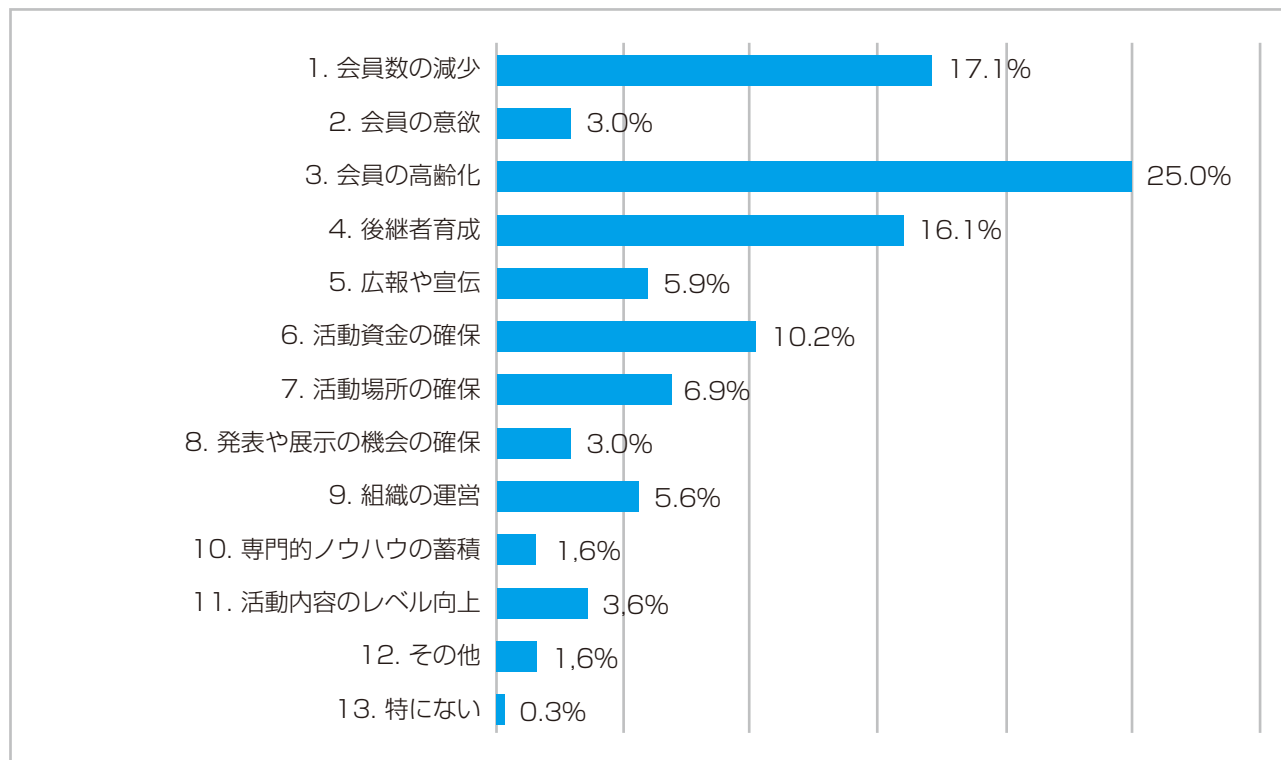


■あなたは、本市の芸術文化活動を充実させるためには、特に何が重要だと思いますか。



<団体用アンケート>

■貴団体が抱えている課題は何ですか。



■本市の芸術文化活動を充実させるためには、特に何が必要だと思いますか。

